

別紙 1

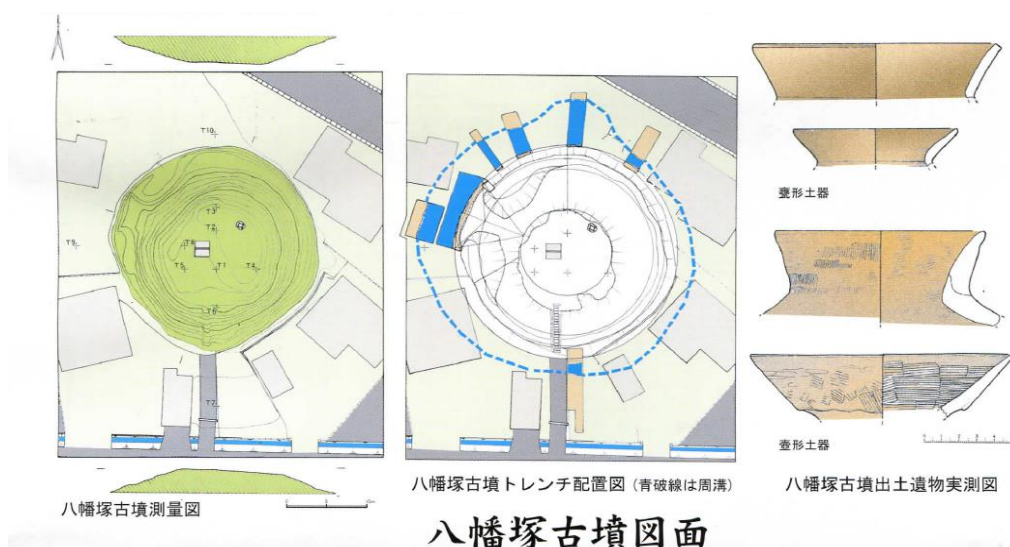
(1) 八幡塚古墳の市指定文化財の指定について

- ① 種別 米沢市指定史跡
- ② 名称及び員数、所有者（管理者）、所在地

名称及び員数	所有者（管理者）	所在地
八幡塚古墳 1基	(宗) 白山神社 (外ノ内町内会)	米沢市窪田町窪田 2934 番地

③ 指定理由

八幡塚古墳は、全国的にも数少ない張出部を有する5世紀前半の円墳であり、帆立貝式古墳の成立や影響を考える上で、学術的にも貴重であることから、米沢市指定史跡に指定するものである。



八幡塚古墳図面

(2) 龍師火帝の碑の市指定有形文化財（歴史資料）の指定について

- ① 種別 米沢市指定有形文化財（歴史資料）
- ② 名称及び員数、所有者、所在地

名称及び員数	所有者	所在地
龍師火帝の碑 1基	米沢市	米沢市大字李山 1364 番地の 2

③ 指定理由

龍師火帝の碑は、直江兼続の米沢城下における治水・利水事業に重要な意味をもつものであり、米沢の城下町建設の歴史を理解する上で重要な意義を有するものと評価されることから、米沢市指定有形文化財（歴史資料）に指定するものである。



別紙 2 - 1

- 1 物件名 八幡塚古墳（はちまんづかこふん）
- 2 員数 1基
- 3 物件所在地 米沢市窪田町窪田 2934 番地
- 4 物件所有者 白山神社（米沢市窪田町窪田 623 番地）
- 5 物件管理者 とのうち 外ノ内町内会（米沢市窪田町窪田 3068 番地）
- 6 現状・特色

八幡塚古墳は、米沢市街地の最北端に位置し、窪田工業団地を区画する市道の北側に所在する。昭和 60 年（1985）に地元考古学団体「まんぎり会」の調査によって発見されたもので、古墳の墳丘上には八幡神社が祀られており、古墳の名称もこれにちなんでいる。古墳の規模は全長 27.6m、墳丘の高さが 3.6m を測り、西側に張出部を有する帆立貝式古墳に類似した二段構築の円墳である。昭和 63 年（1988）に米沢市教育委員会による発掘調査が行われ、古墳の外周に掘られた周溝とその内側より、古墳時代の甕形土器や壺形土器、埴などの土師器片が多数出土した。土師器は古墳時代中期の南小泉Ⅱ式に比定されるもので、壺形土器に複合口縁が残存していることなどから、年代は 5 世紀前半頃と推定される。周溝の幅は、張出部付近が 3.3～6.6m と広く、他は 1.8～2.5m と狭くなる。周溝の深さは 30cm 前後、最深部で 80cm と比較的浅い。墳丘上の北西部から 3～15cm の小円礫が墳丘に張り付いた状態で検出された。葺石の可能性もあるが、即断はできない。

7 指定の意義

窪田地区にある近くの寶領塚古墳（ほうりょうづか 米沢市指定史跡）は全長 80m、後方部の高さ 5.4m の前方後方墳で、4 世紀後半に出現した首長墓と推測されている。その後成立するのが 5 世紀前半の八幡塚古墳であり、両者の関連性が注目される。八幡塚古墳の周囲には、工業団地造成以前に現在は確認できない複数の大型の塚が存在したと伝えられており、この地域には 4 世紀から 5 世紀代の古墳群が存在した可能性もある。その中心的古墳の一つとして、遺構が全面保存されている本古墳の価値は高い。八幡塚古墳は、全国的にも数少ない張出部を有する円墳であり、帆立貝式古墳の成立や影響を考える上で、学術的にも全国的にも貴重である。これらの点から、本古墳は市指定の史跡として意義のあるものである。また、平成 24 年（2012）に地元住民が中心となって「八幡塚古墳保存会」が結成され、古墳の整備や保存活動を積極的に行っているため、指定後の管理も適正になされることが期待できる。

別紙 2 - 2

- 1 物件名 龍師火帝の碑（りょうしかていのひ）
- 2 員数 1基
- 3 物件所在地 米沢市大字李山 1364 番の 2
- 4 物件所有者 米沢市（米沢市金池 5 丁目 2 番 2 5 号）
- 5 現状・特色

龍師火帝の碑は現在、米沢市 ^{すもやま}李山の最上川（松川）左岸に所在している。上杉家の重臣 ^{なおえかねつぐ}直江兼続が、^{さるおぜき}猿尾堰を構築した際に、設置した大石の一つと伝えられている。兼続は、米沢城下の建設にともない、用水・治水のため ^{やちがわらていぼう}谷地河原堤防（直江石堤）^{おいり}や御入水堰、猿尾堰などを築いた。猿尾堰は、李山から最上川の水を堰揚げして南原の用水や米沢城三の丸西側の堀でもあった掘立川に導水する重要な役割を担っていた。しかし、堰揚げの工事は難航したようで、失敗したと見られる水路跡も残されている。この猿尾堰を作る際に、堰を押さえるために大石を設置したとされる。碑石は、安山岩の自然石で、高さ 160 cm、幅 281 cm、厚さ 139 cm を計る。比較的平滑な面に大きく「龍師火帝」と ^{かごぼ}籠彫りし、その左 ^{みろくぼさつ}やや下に小さく種子（弥勒菩薩）と「^{でんとうそうずい}傳燈叟髓記之」と刻まれている。ただし、現状では、風化が進んで、「叟」「髓」「之」は解読が難しくなっている。特に「之」についてはなかった可能性も考慮する必要がある。碑石はもともと河川に転落していたものを、昭和 54 年（1979）に引き上げられ、平成 12 年（2000）に現在地に移転して設置したものである。平成 20 年（2008）には、猿尾堰を含む直江兼続治水利水施設群が土木学会選奨土木遺産に認定された。その後、平成 25 年（2013）に、保存修理が実施された。

6 指定の意義

龍師火帝の碑は、直江兼続が猿尾堰を築いた際に崩れることを防ぐために押さ ^{かくじょうちめい}えの石として設置した大石の一つとして伝えられてきた。例えば、『^{かくじょうちめい}鶴城地名選』、『^{かくじょうそうだん}鶴城叢談』によれば、文政 7 年（1824）の大洪水によって大石の一つが流され、そこに「龍師火帝」と彫ってあったと記されている。一方、『天雷 ^{たけのまたまさつな}子』では、安永 2 年（1773）に竹俣当綱が猿尾堰の大石を取り除いたところ、堰が崩壊したり水入りが悪くなったため大石を元に戻し、その際に「龍師火帝」と彫ったように記されている。このようにいくつかの言い伝えが存在するが、いずれにしても本碑石が堰の押さえの大石の一つと認識されていた点は共通して

いる。また、^{やちがわらおてつだいかわよけ}『谷地河原御手伝 川除絵図』（林泉文庫 123）の河川図の中に書き込みがあり、安永2年に河川改修がなされたことに加えて、直江兼続が城下の水難を避けるために据え置いた赤石について説明されていることから、赤石と本碑石との関係は不明ながら兼続が治水のために大石を設置したことは近世段階でも認識されていたことが知られる。以上のことから、元の位置から移動している点、碑文が直接兼続と結び付くかどうかは明確にはできない点があるものの、兼続が米沢の城下町建設のために猿尾堰を構築し、その際に堰の押さえ石として大石を設置したことは近世にも認識されていたこと、その治水・利水事業が城下町建設にとって重要な意味があったと考えられていたことがうかがえる。このように米沢の城下町建設の歴史を理解する上で重要な意義を有するものと評価される。